

山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金のご案内

山口市では、「山口市空き家・空き地バンク」に登録された空き家の所有者や、入居者が家財道具等の処分を行う場合、次のように処分・搬出にかかる費用の一部を補助しますので、ご活用ください。

補助対象者

空き家・空き地バンク制度に登録した空き家の所有者、売買または賃貸借契約した入居者

補助対象となるもの

当該物件に残存する家財道具等の処分・搬出にかかる経費

補助対象要件

空き家・空き地バンク制度に登録した空き家の所有者、売買または賃貸借契約した入居者（条件）

1. 山口市から廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人または個人事業者が処理すること。
2. 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内であること。
（所有者の場合は、成約前も可。）
3. 家財道具等の処分が当該年度末までに終了すること。
4. 市税等に滞納がないこと。



補助金の額

1. 補助対象経費の**2分の1**（千円未満切捨て）で**10万円**を上限とします。
※ 予算の範囲内となります。

◆ 留意事項

補助金交付手続は**家財の処分を行う前**に必要ですので、詳しくは事前にお問い合わせください。

申請・問い合わせ先
山口市 農林水産部農山村づくり推進課
電話 083-934-4646（直通）